



小型旅客安全講習 受講案内

2023年1月1日～適用

小型旅客安全講習【特定操縦免許】について

- ・旅客船や遊漁船等、人の運送をする小型船舶の船長になろうとする方に必要な資格です。
- ・講習は、海難発生時における処置や救命設備に関する内容となります。
- ・この講習は小型船舶免許取得前でも受講することができ、1日で修了します。

2023年 小型旅客安全 講習年間計画

講習日		講習時間	
第1回	01月26日(木)	第7回	07月19日(水)
※第2回	02月14日(火)	第8回	08月08日(火)
第3回	03月23日(木)	第9回	09月05日(火)
第4回	04月18日(火)	第10回	10月17日(火)
第5回	05月18日(木)	第11回	11月21日(火)
第6回	06月15日(木)		

09:00～17:00 (集合 08:45)
 ※第2回のみ
 09:30～17:30 (集合 09:20)

全て屋内での講習です。
救命いかだの取扱い等がありますので、汚れてもよい服装でお願いします。

講習会場：マリンゲート塩釜（宮城県塩釜市港町1-4-1）※第2回：講習会場は、塩釜商工会議所

☆ 定員がありますので、あらかじめ受講日のご予約をお願いします。

☆ できるだけ公共交通機関をご利用ください。車の場合はマリンゲート駐車場をご利用ください。

必要書類（提出物）

① 受講申込書（JEISホームページよりダウンロードできます）	・・・	1通
② 証明写真 縦4.5㍍×横3.5㍍（6ヵ月以内に撮影したもの）	・・・	2枚（※1）
（※1）免許証取得前、免許証同時申請、後日別途申請される場合は1枚です。		
③ 小型船舶免許証の写し（取得している方のみ）	・・・	1通（※2）
（※2）免許証記載事項に、変更ある方は本籍記載の住民票（1年以内）も提出してください。		
④ 受講料	・・・	振込受領証等の写し

免許証の種類	小型1級	小型2級	≪振込先≫ 七十七銀行 塩釜支店 普通 9243330 (株)日本船舶職員養成協会東北 ※振込手数料はお客様のご負担となります。 郵送の場合は振込受領証の写しを同封してください。 なお、入金時会社名等でお振込みの場合は、 末尾に受講者名をご記入ください。
受講料	¥10,790		
教本代	¥910		
申請料等	¥6,500	¥6,300	
合計	¥18,200	¥18,000	

提出物は、**受講日の2週間前までには、JEIS東北へ必着**をお願いいたします。
提出期限までに確認されない場合は、受講できません。お早めにご提出ください。

講習当日持参するもの

- ①筆記用具 ②小型船舶操縦免許証



問い合わせ先 (株)日本船舶職員養成協会東北 (ジェイス東北)
 〒985-0016 宮城県塩釜市港町1-4-1 マリンゲート塩釜内
 TEL 022-290-3091 / FAX 022-290-3092
 Eメール mail@jeistohoku.jp
 ウェブサイト https://www.jeistohoku.jp (ジェイス東北で検索！)



お申込み前にご確認願います！！

小型船舶操縦免許証の表示例

小型船舶操縦免許証の表示方法

(免許証の番号)
通し番号

資格・限定等

資格により次のように表示

一級小型船舶操縦士は、「一級」
二級小型船舶操縦士は、「二級」
二級小型船舶操縦士で年齢が18歳未満の場合は、「二級 若年者(5トン)」
二級小型船舶操縦士湖川小出力限定は、「二級 湖川」

特殊小型船舶操縦士を有している場合は、この欄に「特殊」と表示

特定操縦免許(旅客運送のための免許)を有している場合は、この欄に「特定」と表示

設備や航行時間などの条件が付されている場合は、この欄に「設備等」と表示

(若年者限定)
二級小型船舶操縦士で年齢が18歳未満の場合、18歳に達する日の前日

(有効期間)
操縦免許証の有効期間が満了する日

(免許証交付日)
操縦免許証を交付した日

(免許登録日)
新たな資格を取得した日

☆ お客様の所有する操縦免許証の右上「資格・限定等」の欄内を確認してください。
欄内に「特定」という表示がある場合、この小型旅客安全講習を受講する必要はありません。

また、**海技士免状**をお持ちの場合は、申請により資格を取得出来ますのでお問い合わせください。

※ お手元の操縦免許証をよくご確認のうえ、お申込みされますよう、よろしくお願いいたします。

【参考】 一受講資格等について

これから小型船舶操縦士「一級」や「二級」の免許取得を目指す方や、既に小型船舶操縦士免許をお持ちで失効している方も受講は可能ですが、免許の申請はそれぞれ免許取得時及び失効再講習受講後の申請となります。

また、現在小型船舶操縦免許(1級・2級)を保有されている方で小型旅客安全講習を受講し、特定操縦免許の申請・交付されますと操縦免許は、新免許証となりますので有効期間はその日より5年間へと変更となります。